

認知症対応型共同生活介護

【 自己評価及び運営推進会議における評価実施の流れ 】

- 【 1 】 自己評価・外部評価・運営推進会議活用ツール（別紙 2 の 2）の、自己評価の欄を記入する。
- 【 2 】 運営推進会議において、記入した自己評価・外部評価・運営推進会議活用ツール（別紙 2 の 2）について説明し、意見をもらう。
※運営推進会議には、市職員又は地域包括支援センター職員と、知見を有する公正・中立な第三者の参加が必要。
- 【 3 】 運営推進会議で得た意見をもとに、自己評価・外部評価・運営推進会議活用ツール（別紙 2 の 2）の外部評価の欄を記入する。
- 【 4 】 完成した自己評価・外部評価・運営推進会議活用ツール（別紙 2 の 2）を利用者及びその家族に対して手交若しくは送付するとともに、「介護サービスの情報公表制度」に基づく介護サービス情報公表システムへの掲載、事業所のホームページへの掲載又は事業所内の見やすい場所への掲示などの方法により公表し、運営推進会議における評価結果報告書を添えて、いちき串木野市長寿介護課介護保険係に提出する。